別表第１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | サービス名 | 対象者 |
| 介護給付 | 身体介護 | 【障がい者・障がい児】障害支援区分１以上の者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 家事援助 | 【障がい者・障がい児】障害支援区分１以上の者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 通院等介助（身体介護を伴う） | 【障がい者・障がい児】次のいずれにも該当する者* 障害支援区分2以上である者
* 障害支援区分認定調査項目で以下のいずれか一つ以上認定されている者

①「歩行」：全面的な支援②「移乗」：見守り等の支援、部分的な支援、全面的な支援③「移動」：見守り等の支援、部分的な支援、全面的な支援④「排尿」：部分的な支援、全面的な支援⑤「排便」：部分的な支援、全面的な支援* 通院前準備に30分程度かかる者

（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 通院等介助（身体介護を伴わない） | 【障がい者・障がい児】障害支援区分1以上の者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 通院等乗降介助 | 【障がい者・障がい児】障害支援区分1以上である者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 重度訪問介護 | 【障がい者】障害支援区分4以上であって、次のいずれかに該当する者①次のいずれにも該当する者ア.二肢以上に麻痺等があることイ.障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「支援が不要」以外と認定されていることウ.身体介護・家事援助併せて124時間／月以上の支援が必要な者②次のいずれにも該当する者ア.障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者イ.身体介護・家事援助併せて124時間／月以上の支援が必要な者 |
| 行動援護 | 【障がい者・障がい児】次のいずれにも該当する者・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護を必要とする者・障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項等（12項目）の合計点数が10点以上である者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 同行援護 | 【障がい者・障がい児】同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかに1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者 |
| 重度障害者包括支援 | 【障がい者・障がい児】障害支援区分6の者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって次のいずれかに該当する者。①重度訪問介護の対象者であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、次のいずれかに該当する者1. 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者
2. 最重度知的障がい者

②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 療養介護 | 【障がい者】病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者①障害支援区分６に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者②障害支援区分５以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。ア　重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者イ　医療的ケアの判定スコアが１６点以上の者ウ　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）の合計点数が１０点以上である者であって、医療的ケアスコアが８点以上の者エ　遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが８点以上の者③①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者④旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関（旧児相福祉法第７条第６項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者 |
| 短期入所 | 【障がい者・障がい児】障害支援区分１以上の者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 生活介護 | 【障がい者】* 障害支援区分3（障害者支援施設に入所する者は区分4）以上である者
* 年齢が50歳以上の者は障害支援区分2（障害者支援施設に入所する者は区分3）

以上である者* 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4（50歳以上の者は区分3）

より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者 |
| 施設入所支援 | 【障がい者】①生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の者は区分3）以上の者②自立訓練又は就労移行支援を受けている者で、かつ、居宅から自立訓練等が提供される指定障害者支援施設等へ通所することが困難な者③生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者④就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた者※③又は④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。・法の施行時の身体・知的の旧法施設（通所施設も含む）の利用者（特定旧法受給者）・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所している者 |
| 訓練等給付 | 自立訓練（機能訓練） | 【障がい者】地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。1. 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
2. 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者　等
 |
| 自立訓練（生活訓練） | 【障がい者】地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者。具体的には次のような例が挙げられる。1. 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
2. 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者　等
 |
| 宿泊型自立訓練 | 【障がい者】自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者 |
| 就労移行支援 | 【障がい者】・就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者※ただし、６５歳以上の者については、６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、６５歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。・あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者 |
| 就労定着支援 | 【障がい者】就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障がい者（病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が月を経過した障がい者も含む。） |
| 就労継続支援 | 【障がい者】（１）Ａ型企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。※６５歳以上の者については、６５歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、６５歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。具体的には次の者をいう。①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった　　者③企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者（２）Ｂ型就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次の者をいう。①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者②50歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者1. ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

④障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続を経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者 |
| 自立生活援助 | 【障がい者】障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用していた障がい者又は居宅において単身であるため若しくはその家族と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病のため居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者であって、自立生活援助のサービス内容の支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者③ 精神科病院に入院していた精神障がい者④ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者⑥ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者 |
| 共同生活援助 | 【障がい者】日常生活上の援助を必要とする障がい者（身体障がい者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る） |
| 障がい児通所支援事業 | 児童発達支援 | 【障がい児】療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童① 乳幼児健診等で療育の必要性が認められた児童。②保育園や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。 |
| 医療型児童発達支援 | 【障がい児】肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童。 |
| 放課後等デイサービス | 【障がい児】学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童。 |
| 保育所等訪問支援 | 【障がい児】保育園その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令に定めるもの（幼稚園小学校、特別支援学校、認定子ども園など）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 【障がい児】重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童。※なお、重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、次に掲げる状態とする（児童福祉法施行規則第１条の２の３）。①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合 |
| 地域生活支援事業 | 移動支援 | 【障がい者・障がい児】1. 身体障がい者（児）

身体障害者手帳の交付を受けている者で、肢体不自由で１級から３級までの等級に該当する者（又はこれに準ずると認められる）であり、屋外の移動に著しい制限のある者（児）2.　知的障がい者（児）療育手帳の交付又は知的障害があるとの判定を受けているものであり、屋外の移動に著しい制限のある者（児）3.　精神障がい者（児）精神保健福祉手帳の交付を受けている者で、１,２級と判定されたものであり、屋外の移動に著しい制限のある者（児）1. 指定難病患者で屋外の移動に著しい制限のある者（児）

身体介護を伴う場合の判断は、調査項目で以下のいずれか一つ以上認定されている者（障がい児にあってはこれに該当する者）①「歩行」：部分的な支援、全面的な支援②「移乗」：部分的な支援、全面的な支援③「移動」：部分的な支援、全面的な支援※重度訪問介護、重度障害者包括支援、行動援護、同行援護の支給決定者は除く。また障がい児については学齢児以上を対象とする。 |
| 日中一時支援 | 【障がい者・障がい児】身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する者または難病患者等で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を必要とする者（障がい児にあってはこれに該当する者） |
| 訪問入浴 | 【障がい者・障がい児】町内に住所を有する在宅の障がい者、障がい児のうち、身体障害者手帳1、2級の所持者であって、当該障害により入浴が困難な者。ただし、以下のいずれかに該当する者を除く。1. 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項の規定による訪問入浴介護を受けることができる居宅要介護者等
2. 感染症疾患を有し、他人に感染する恐れがある者

③ 入浴することが適当でないと医師が認めた者 |